

第4章

各施策の取組体制

- 1 関係部局との連携
- 2 国や地方自治体との連携
- 3 人材の育成

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

各施策の取組体制

1 関係部局との連携

大阪府食の安全安心推進委員会

府は、府民への安全安心な食品の提供を基本理念とし、生産から流通・消費に至る食の安全を確保し、施策の総合的かつ効果的な推進に資するため、知事を委員長とし、庁内関係各部長等からなる大阪府食の安全安心推進委員会を設置し、

- (1) 食に関わる相談・情報提供に関すること
- (2) 食に関わる健康危機管理に関すること
- (3) 食品表示に関わる監視指導體制に関すること
- (4) 食に関わる府民の意見聴取及びその反映に関すること
- (5) その他必要と認められる事項

を検討します。

また、委員会には幹事会を設け、幹事会には必要に応じてプロジェクトチームを置き、実行プランを具体化します。

さらに、中国産冷凍食品への農薬混入の事件を受けて、平成20年度に委員会に設置した情報連絡会において、緊急時における情報の共有を図ります。府の管轄内で事故が発生した場合には、迅速な事故対応・監視指導・府庁内の部局を横断する情報の収集、府民・事業者向けの一元的な情報提供を行います。

2 国や地方自治体との連携

食品衛生関係

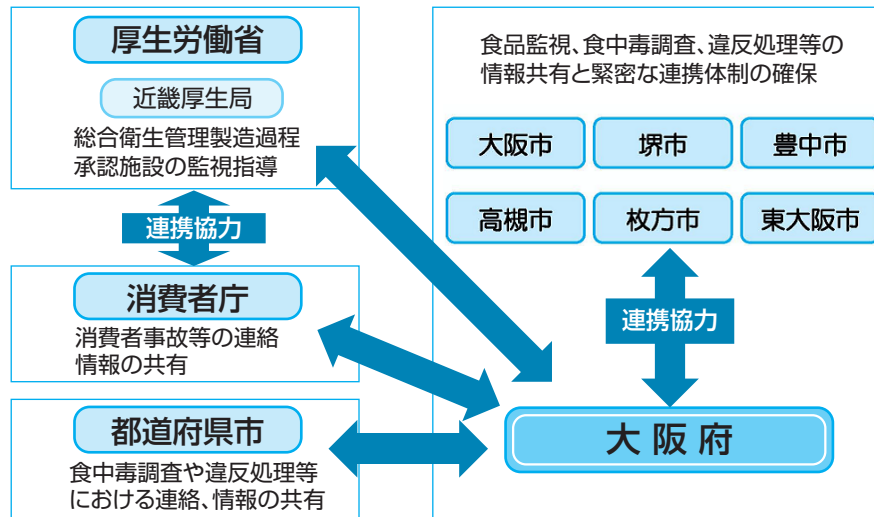
府は、国（厚生労働省及び近畿厚生局並びに消費者庁）との連携及び国への働きかけのもと、

- (1) 大規模な食中毒発生時や広域流通食品、輸入食品の違反発見時などの全国レベルでの対応が必要な事例においては、緊密な連絡調整や情報交換のもと連携して対応します。
- (2) 総合衛生管理製造過程承認施設に対し、近畿厚生局と連携して立ち入るなど、施設の衛生確保に努めます。
- (3) 厚生労働省に対し、食の安全安心確保に係る提言や要望を行います。

また、他の都道府県にまたがる広域的な食中毒事件や違反食品等の発見時においては、他都道府県等食品関係部局との緊密な連携のもと適切に対応します。

さらに、府から独立して食品衛生行政を所管する保健所設置市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市）との間で設置した「大阪府域自治体食品衛生主管課長連絡会」の開催など食品衛生に関する情報の交換や連携を図り、「オール大阪」としての取り組みを強化します。保健所設置市にまたがる事故が発生した場合には、保健所設

置市と協力して情報の収集を行い、府民・事業者向けの一元的な情報提供、迅速な事故対応・監視指導を行います。また、保健所設置市の監視指導等を一定のレベル以上に保つため、監視指導等の進め方を含めて短期に一定のレベルの監視指導を行えるよう職員研修の協力などの支援をします。



近畿地域における連携を目的とした「近畿府県市食品・乳肉衛生担当係長会議」や「近畿地域食の安全安心行政推進連絡会議」への参加、瀬戸内沿岸食中毒予防対策を目的とした「瀬戸内海沿岸観光府県市食中毒対策協議会」への参加などを通して、平常時及び緊急時における連絡体制を確保するとともに、食の安全安心の確保に関する情報共有及び意見交換を行います。

表示行政関係

食品偽装等違反により、府民の食の安全及び信頼を大きく損なっていること等を踏まえて、平成20年度に設置された府内の関係機関等で構成する「大阪食品表示監視協議会」において、府内の不適正な食品表示等に関する情報が寄せられた場合に、情報共有、意見交換を行い、関係機関が連携して、迅速に問題のある食品関連事業者への処分等、必要な対応を行います。

構成員

- ・ 大阪府（食の安全推進課・健康づくり課・流通対策室・消費生活センター・計量検定所）
- ・ 大阪府警察本部
- ・ 大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市
- ・ 近畿農政局
- ・ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（神戸センター）

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

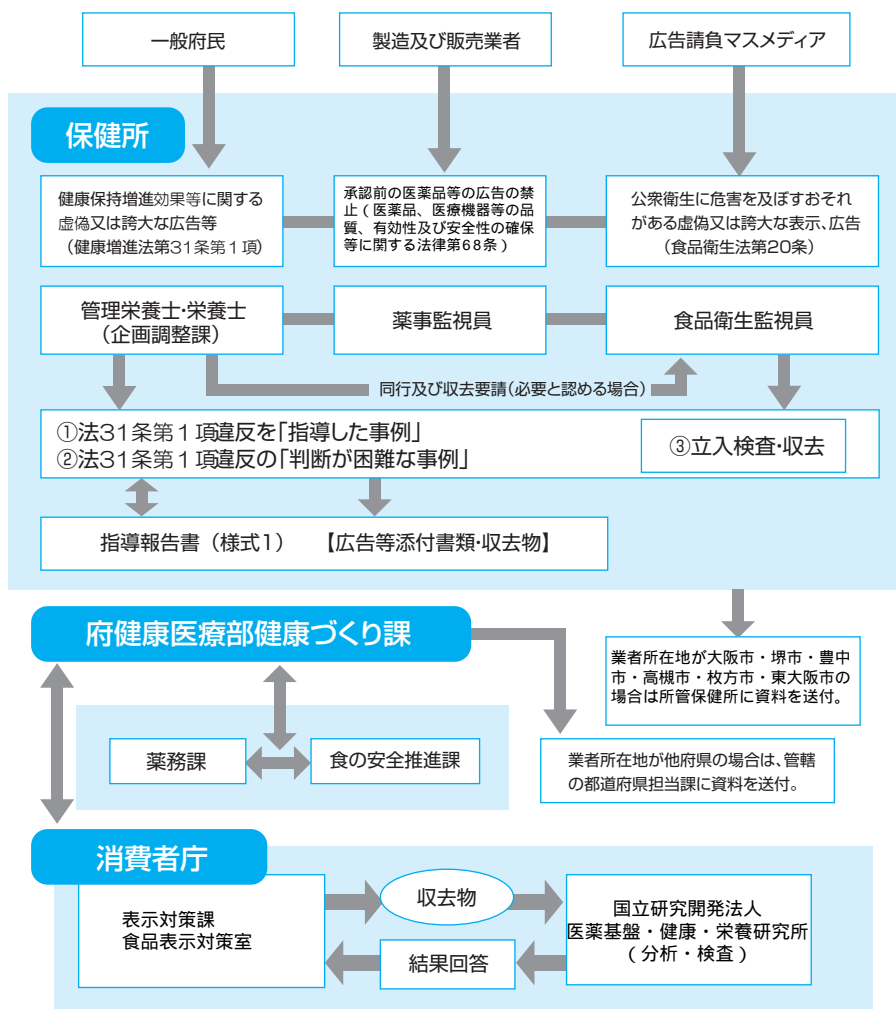
4 取組体制

5 付属資料

健康食品関係

健康増進法第31条第1項(誇大表示の禁止)に関する大阪府保健所における取扱いについて
健康増進法第31条第1項(誇大表示の禁止)に関する大阪府保健所における取扱いについて
健康増進法第31条第1項(誇大表示の禁止)に関する大阪府保健所における取扱いについて
健康増進法第31条第1項(誇大表示の禁止)に関する大阪府保健所における取扱いについて

「著しく事実に相違する」または「著しく人を誤認させる」ような表示は禁止されています。そのような情報を府民等から保健所が探知した場合、下図の連携体制で取扱い処理していきます。



3 人材の育成

食の安全安心の施策を推進する人材の計画的な育成

府は、食品衛生監視員をはじめとする食の安全安心に係わる人材の育成のために、最新の知識や専門的な技術などに関する講習会や研修等を保健所設置市と協力して実施します。さらに、関係機関で開催される研修会等への派遣を行うなど、職員の資質の向上を図り、食品安全に関する課題に適切に対応できる体制を確保します。